

東北中学校体育連盟

大会実施上の COVID-19 感染拡大予防ガイドライン



令和 3 年 5 月 12 日 (一部修正)

東北中学校体育連盟

大会実施上の COVID-19 感染拡大予防ガイドライン

本ガイドラインは、「学校の新しい生活様式」(文部科学省),「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」(スポーツ庁)及び「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」(日本スポーツ協会・日本障がい者スポーツ協会),「(公財)日本中学校体育連盟全国中学校体育大会実施上の COVID-19 感染拡大予防ガイドライン」等を踏まえて、現段階で得られている知見等に基づいて作成しています。

今後の知見の集積及び新型コロナウイルスの感染状況により、随時見直すことがあり得ることにご留意下さい。

- 1 趣 旨 新型コロナウイルス感染症の拡大を未然に防ぐための大会運営上の対応方法を具体的に示す。また東北中学校体育連盟(以下、東北中体連)が主催する大会において新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について示し、万全を期す。
- 2 目 的 新型コロナウイルス感染症の発生に関しては、大会運営者だけでは対応しきれない内容がある。関係競技団体や開催県教育委員会などの機関と連携をとりながら進め、適切に対応することを目的とする。
- 3 対 応
 - (1)東北中体連事務局は大会準備・開催期間中ならびに大会終了から2週間程度、関係機関と連絡できる体制を整える。
 - (2)緊急事態発生の対応窓口は、各大会実行委員会とする。
 - (3)緊急事態の内容によっては、開催県教育委員会の助言に従い対応する。
 - (4)大会実行委員会は、会場の連絡責任者、開催県中体連事務局との連絡体制を整える。
- 4 大会実施に当たっての基本的な考え方

- (1)感染源を絶つ
 - (2)感染防止の3つの基本
 - 1) 身体的距離の確保 2) マスクの着用 3) 手洗い・消毒等の徹底
 - (3)3つの「密」(密閉空間、密集場所、密接場面)の回避
 - (4)安全な活動環境の確保

5 大会実施時の感染防止策

(1) 感染源を絶つ

- 大会実行委員会は、発熱・倦怠感・咳・咽頭痛・息苦しい等の諸症状や臭覚・味覚の異常などがある選手や引率者等を大会に参加させないことを徹底する。
- 大会実行委員会は、大会当日受付時等に、来場者全員に「健康チェックシート（様式1-1）」の提出を求め、選手や引率者等の体調を確認するとともに、大会中、選手や引率者等に体調不良がある場合は大会実行委員会に申し出るよう場内アナウンスや監督者会議等で促す。
- 大会実行委員会は、参加校に「学校同行者一覧表（様式1-2）」の作成と提出を求め、一覧表に記載のない者の入場を必要に応じて制限する。
※審判等には委嘱状等の送付に併せて健康チェックシートも送付し、当日記入済みのものを受け取る。
※様式1-1、1-2は大会終了後、1か月程度大会実行委員会が保管する。期間経過後、責任をもって破棄する。
※様式1-1の使用は推奨事項であり、専門部によっては各競技団体作成の様式を使用する場合もある。ただし、健康観察を趣旨とした様式の提出・保管については必須事項である。
- 引率者等は、集合時、更衣後、ウォーミングアップ終了後、試合前後、昼食時、解散時等、こまめに選手の体調不良の有無を確認する声かけを行うなど、集合時から解散時まで選手の健康観察を徹底する。
- 大会実行委員会及び引率者等は、大会中に選手等の体調不良を確認した場合、大会救護係や医療機関及び保護者等と連携し、当該選手の体調を確認するとともに、安全に帰宅させるなどの対策を講じる。また、体調不良者を一時的に休ませる必要がある場合は他者と接しない個室等で休ませることとし、大会実行委員会はこれに必要なスペースを事前に準備しておく。スペースの確保に関しては施設管理者と事前に確認をしておく。
- 大会実行委員会は無観客での大会実施や観客の入場制限を行う場合、事前に周知し、当日も会場入口などにその旨の掲示などを行う。必要があれば受付を設置し、入場を制限する。

(2) 感染防止の3つの基本

1) 身体的距離の確保

- 開閉会式・表彰式は実施しないか感染予防策を講じ、簡略化する。
- 大会実行委員会は、監督者会議等を実施する場合、人ととの間隔が、できるだけ2mを目安に最低1m空くよう、工夫をする。
- 引率者等は、集合時、待機中、休憩中及び食事中などにおいて、選手同士の間隔が、できるだけ2mを目安に最低1m空くように指導する。
- 大会実行委員会及び指導者等は、試合前後の挨拶等は簡略化し、対戦相手や審判等との握手、選手は仲間と手をつないだり肩を組んだりして行う円陣、ハイタッチなどの実施を制限する。また、卓球に見られる「ラケットを対戦相手に渡して

確認する」などの行為も「渡さずに見せ合う」などの工夫をするなど、各競技において必要な感染予防策を講じる。

- 参加者全員が飛沫感染に留意し、近距離での大声を徹底的に避ける。

2) マスクの着用

- 大会実行委員会は、選手、引率者等及び大会関係者にマスク等を準備させ、大会中は、競技等実施時及び食事中等を除いて、基本的にマスク等を着用し、咳エチケットを徹底するよう指示をする。ただし、活動中や気候の状況等より、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外すよう選手に指導する。その際、不必要的会話や発声を行わず、他の生徒との距離を2m以上確保するよう指導する。
- マスク等を着用して運動を行う場合には、同じ運動であっても、身体へ高い負荷がかかり、低酸素症や熱中症などのリスクが高まるため、引率者等は、会場の気温や湿度に注意しながら、選手の健康観察を行うとともに、こまめに給水をさせる。その際、給水用のコップ等を共用させない。

3) 手洗い・消毒等の徹底

- 大会実行委員会は、選手、引率者等及び大会関係者が、こまめに手洗いを行えるよう、利用する施設と連携し、手洗い場に十分な量の石けん等を設置するとともに、場内アナウンス等で選手や引率者に手洗いを促す。
- 大会実行委員会は、手洗い場等に「手洗いは30秒以上」の掲示をする。来場者には事前に手洗い後に手を拭くための「マイタオル」を持参するよう周知する。
- 引率者等は、集合時、更衣後、ウォーミングアップ終了後、試合前後、昼食前後、解散時等、こまめに流水と石けんで手洗いを行うよう選手に指導する。
- 大会実行委員会は可能な限り、会場の出入口付近等複数箇所に手指消毒液を設置する。
- 大会実行委員会はトイレやドアノブ、手すりなどをこまめに消毒する体制を整え、消毒を実施する。
- 大会実行委員会は、飲みきれなかった飲料等を自宅に持ち帰り処分するよう、選手等に周知する。

(3) 3つの「密」（密閉空間、密集場所、密接場面）の回避

- 入場可能人数（範囲）については、利用する会場や施設の状況、各専門部の選手数等を考慮し判断する。
- チームでまとまって会場へ移動する場合、引率者等は、バス等の車内が、密閉空間にならぬよう、運転手と連携し定期的に換気をしたり、1台に乗車する人数を減らしたりするなどの工夫をする。
- 大会実行委員会は、更衣室で選手が密集しないよう、一度に利用できる人数を制限し明示する。また、更衣室内に選手同士の間隔ができるだけ2mを目安に最低1m空くよう目印テープを貼付するとともに、更衣室の換気扇を常時運転したり、換気用の小窓を開けたりするなど、換気を実施する。
- 大会実行委員会は、屋内で実施する競技において、会場内で人が密集しないよ

う、一度に会場に入れる人数や学校数等を制限するなどの工夫をする。

※入場制限は大会開催時の国の指針や使用会場の指示による。

※試合時間に合わせた会場入りや試合終了後の速やかな会場からの退出をアナウンスし、周知徹底する。

- 試合時間を持つ選手やチームがいる場合は、可能な限り屋外の風通しの良い場所で待機してもらうよう、事前に場所等を決めておく。
- 大会実行委員会は、屋内で実施する競技においては可能な限り、窓を開放した状態で試合を行う。窓の常時開放が難しい場合でも、1時間に2～3回程度、会場のドアや窓を開け、換気を行うなどの工夫をする。その際、会場の窓等の開閉が困難な場合は、利用する施設と連携し、換気設備を適切に運転する。この場合においても、1時間に2～3回程度、会場入口等を開け換気を行うなどの工夫をする。
- 大会実行委員会及び引率者等は、試合会場のベンチや食事をする場所について、できるだけ2mを目安に最低1m空くよう、選手同士の間隔を取らせ、対面を避け、会話は控えるよう指導する。
- 保護者等の応援・観戦を認める場合には、観戦者同士の間隔を1m以上確保する。可能な限り、あらかじめ応援席等のスペースに目印を置く等の対応をとる。また、発声をしての応援等を行わないよう注意喚起する。
- 参加者は、試合前の練習場所や更衣室等、また食事や集団での移動の際の3密（密閉、密集、密接）を避ける。

(4) 安全な活動環境等の確保

- 顧問等は、大会に参加する選手及び保護者等に対し、参加に当たっての注意事項等を事前に説明し、同意書（様式2）を提出させ、保管する。また、事前に当該大会参加者（保護者等も含む）を確認し、「学校同行者一覧表（様式1-2）」を作成し、大会当日に「健康チェックシート（様式1-1）」と併せて大会実行委員会に提出する。一覧表に名前のない者の入場は原則認めない。
- 社会体育施設を利用して大会を実施する場合は、「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（スポーツ庁）に則り、感染拡大予防対策について、事前に施設と打合せを行う。
- 大会実行委員会は各競技特性に応じた、適切な感染防止策を講じる。
- 大会期間中、体調不良や救急搬送等の事態が発生し、保護者等の意向聴取や速やかな対応を求められることも考えられるため、保護者等についても「健康チェックシート（様式1-1）」を記入の上、来場ごとに大会実行委員会に提出する。

6 新型コロナウィルス感染症発生（疑い）時の対応

(1) 大会参加前に参加予定校において感染者等が発生した場合

1) 当該校の対応

- ①学校長は下表の対応一覧にもとづき、所属県中体連事務局を通して所属県中体連会長へ連絡する。

※所属県中体連会長は開催県中体連会長および当該大会実行委員会長への連絡を開催県中体連事務局を通して行う。

※臨時休校期間や学年（学級）閉鎖期間は当該校（学年・学級）の生徒の大会参加を認めない。また、当該校の教職員（部活動指導員を含む）・外部の指導者については、当該措置の対象者か否かで判断する。

②顧問は大会運営側に登録の変更を連絡する。

※チーム、団体戦において、既定の人数に達しない場合、出場できることとなる。

※監督等が下表の対応一覧A、B、Cのいずれかとなった場合を含む。

※大会申込み終了後であっても、大会運営側は変更届などで対応する。

2) 大会運営側の対応

- ・大会実行委員会長は実行委員長（開催県専門委員長）と連絡を取り、速やかに対応について確認する。
- ・新型コロナウイルス感染症を起因とする欠場に関して、組合せの変更は原則行わない。

3) その他

- ・合同チーム編成校に感染者等が発生した場合は、個別に対応するものとする。
- ・上記の基準に加えて、学校長判断での欠場はあり得る。その際、大会運営上の扱いは出場停止と同じ扱いとする。
- ・新型コロナウイルス感染等を起因（表1の範囲内）とする欠場においては、各県からの繰り上げ出場は行わない。
- ・クラスター等が発生した場合は、個別に対応するものとする。
- ・大会直前に保健所の指示による自宅等における療養期間、外出自粛期間が明けた生徒については、個別に対応するものとする。

生徒等の状況別対応一覧（表1）

生徒等の状況	対 応
A:感染者である	・当該生徒等については、保健所の指示による自宅等における療養期間中、外出自粛期間中の大会参加を認めない。
B:濃厚接触者である	
C:PCR検査等の対象者である	・当該生徒等については、結果判明前の大会参加を認めない。

※生徒等:生徒、教職員（部活動指導員を含む）、外部の指導者

※健康チェックシート（様式1－1）の確認事項で抵触する事項がある場合には、大会参加の自粛を要請する。

(2)大会参加中に発症疑い（発熱や体調不良などを含む）の場合

- ① 検温を実施する。

※原則として当該選手の引率者等が行う。

- ② 症状が芳しくない場合は引率者、保護者に連絡を取り、帰宅を促し、医療機関での受診を勧める。発熱がある場合は「主治医に連絡し、受診する」「発熱外来に連絡し、指示を受ける」など具体的な保護者の意向を確認し、引き渡す。

- ③ 一時的に休憩が必要な場合や、保護者に引き渡すまでに時間がかかる場合には他者と接しない場所で休ませる。

※別室で休ませる場合の付き添いに関しては当該選手の引率者等が行う。

（救護係が試合会場から長時間離れることを防ぐため）

- ④ 医療機関への搬送があった場合、実行委員長（開催県専門委員長）は第1報を開催県中体連事務局へ入れる。また、その後の経過についても連絡・報告（事故報告書 様式3）する。

※時系列など詳細については事故発生時記録用紙（別紙3）を活用し、記録する。

- ⑤ 体調不良者の同学校の選手・関係者の健康観察を行う。

- ⑥ 体調不良者が待機（観戦など）していた場所の周囲にいる生徒等の待機場所を移動させる措置をとる。

- ⑦ 新型コロナウイルス感染症の発症が確認された段階で感染拡大を防ぐ意味で出場停止扱いとする。詳細は表1に準ずる。

※参加校の選手（チーム）内に感染が疑われるような体調不良者が出了場合は、当該参加校（チーム）も参加自粛要請対象とする。

- ⑧ 発症した選手のその後の対応は、所属する学校が行う。

- ⑨ 発症した選手（または所属するチーム）と対戦した選手（チーム）への連絡等は大会実行委員会が行うことを原則とし、その内容によっては開催県中体連事務局が行う。

- ⑩ 大会運営に関わる機関への連絡は大会実行委員会が行う。

- ⑪ 大会実行委員会は医療機関への搬送等の有無に関わらず、体調不良者が受付時に提出した健康チェックシート（様式1-1）の所在を確認し、すぐに情報提供できよう整えておく。

※ その他様々な場合においては学校設置者の指示に従うこと。

(3)大会終了後に感染等が確認された場合等

※この場合には表1の「A」「B」「C」が該当する。

※大会終了後2週間までは参加校全てで健康観察を継続することを前提とする。

※健康観察及び報告の対象者は大会参加者（来場者）全員とする。（保護者や競技役員も含む）

- ① 当該選手等への対応は所属校が行う。

- ② 当該選手等の所属校長は第1報を大会実行委員会長へ入れる。

- ③ 大会実行委員会は当該選手の健康チェックシート（様式1-1）、学校同行者一覧表（様式1-2）、大会参加時の組合せ（対戦相手等がわかるもの）、その他

当該選手の当日の動きに関して把握できる記録等を整え、情報提供の要請に応えられるよう準備する。

- ④ 開催県中体連は開催県教委とも連絡をとり、助言を受ける。
- ⑤ その他必要に応じて関係機関と情報共有し、感染拡大防止に努める。

※上記(1)～(3)の対応は大会初日より2週間前から大会終了後2週間までの対応とする。その後の対応については、当該選手の所属校において行うものとする。

※本項に該当する状況が発生した際の、個人情報については厳重に管理すること。また感染者等となった生徒の所属する部活動顧問においては、所属校長に必ず相談の上、関係機関（大会実行委員会を含む）に相談・報告すること。

※大会実行委員会は、新型コロナウイルス感染等を起因とする出場停止措置（表1）があった場合に、その選手（チーム）の欠場理由について十分配慮して伝達すること。

例) 学校事情により 体調不良により 等

7 大会中止の判断について

- (1)国または県が開催県を対象として緊急事態宣言を発令した場合。
- (2)開催県教委から大会中止の要請が出た場合。
- (3)大会開催前の段階で、安全な大会運営に疑念が生じる場合は、大会までの期間に応じて参集範囲を定め、判断する。※下表2参照
- (4)文部科学省【「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準】や内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室【イベント開催制限の段階的緩和】などを参考として、総合的に判断する。
- (5)判断は大会毎（競技毎）に行うことを原則とするが、「夏季競技」「冬季競技」といった一括しての判断をする場合もある。
- (6)大会の成立基準は「東北大会開催基準」に拠る。

＜中止判断に係る参集範囲と参加料の返金について＞（表2）

大会までの期間		参集範囲	参加料の返金等
ア	会期2週間前まで	<ul style="list-style-type: none">・東北中体連会長・副会長・各県理事長（東北中体連役員会参集範囲に準ずる）・実行委員会長（県専門部会長）・同委員長（県専門部会委員長）	一部返金もあり得る
イ	会期2週間前から会期前日・当日	<ul style="list-style-type: none">・開催県中体連会長・事務局・実行委員会長・同副会長・同委員長	返金はしない

※イにおける最終判断は開催県中体連会長が行う。

※大会実行委員会は、急な会議の必要性が見込まれることから、オンライン会議等の

アカウントを事前に取得し、遠隔地からでも会議参加できる体制を整えておく。

8 大会中止となった場合の参加料の取扱

- (1)参加料は原則返金とする。ただし場合によっては一部返金、または返金しない可能性もある。
- (2)大会開催準備に係る経費等で既に支出がある場合は、その経費を算出し、差額分を参加者へ返金する。

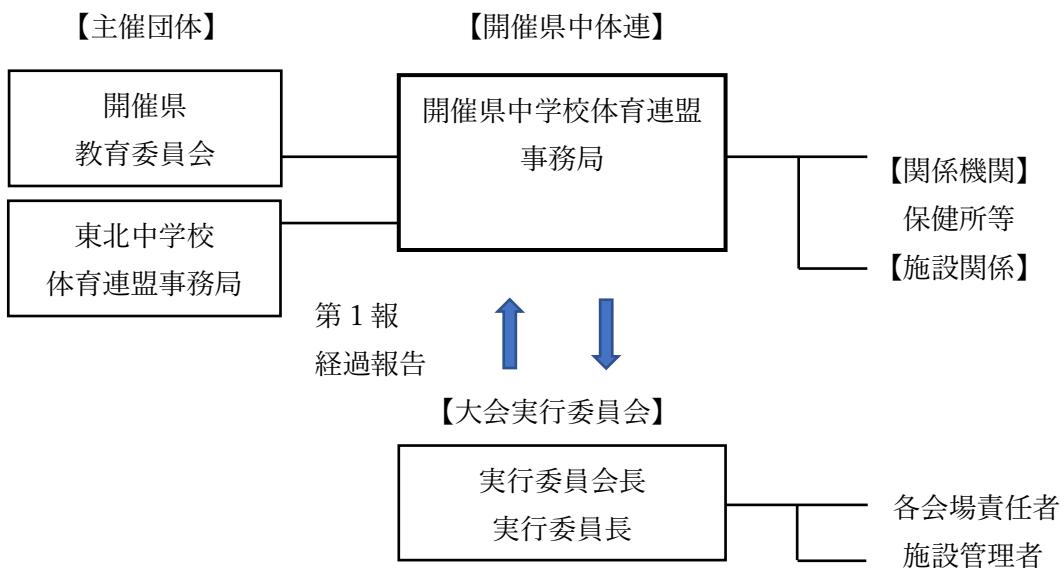
※上表 2 参照

9 宿泊について

- (1) 詳細については各大会宿泊要項に準ずる。

10 体制

- (1)連絡系統



- (2)報道対応 報道に関しての窓口は原則として大会実行委員会とする。

- ①同日に複数会場で感染（疑い）が発生した場合はそれぞれ対応し、開催県中体連事務局も手分けをして対応する。
- ②大会実行委員会は開催県中体連事務局および開催県教委へ連絡報告し、助言の下対応を進める。
- ③大会実行委員会は正確な情報の収集と情報提供を行う。